

1. 令和3年度 第2回協議会 議事要旨

日 時：令和4年2月15日（火）午後2時00分から午後4時30分

場 所：世田谷区役所二子玉川分庁舎 大会議室

出席者：対面（委員21名、事務局3名、コンサルタント2名）、
リモート（委員20名）

会議次第：

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議題
 - (1) 第1回協議会の振り返り
 - (2) 策定の目的について
 - (3) 促進地区の選定について
 - (4) 促進地区の区域設定について
 - (5) まち歩きの実施について
 - (6) 今後の進め方について
- 4 その他の事項
- 5 閉 会

配付資料：

次第

資料1：第1回世田谷区移動等円滑化促進方針策定協議会議事要旨

資料2：移動等円滑化促進方針策定の目的

資料3：促進地区の選定について

資料4：促進地区の区域設定について

資料5：まち歩きの実施について

資料6：今後の進め方について

議事要旨

(1) 第1回協議会の振り返り

—意見なし—

(2) 策定の目的について

<議題に関する内容>

- ハード面・ソフト面での取組みが一体的になされるような、世田谷らしさを強調した計画になるとよい。
- 障害の多様性や特性を理解していただくためには、ハード領域だけではなく、インクルーシブ教育や啓発活動などソフト領域とも連携し、協調していくことが重要である。

<その他の意見>

- 心のバリアフリーという概念が抽象的であるため、心のバリアフリーとは何か、ということも議論していく必要がある。
- 法制度や社会の習慣など社会的なルールによるバリアを、ひとつひとつ取り除いていくこと自体が心のバリアフリーではないか。
- 情報のバリアフリーについても検討していく必要がある。

(3) 促進地区の選定・区域設定について

<議題に関する内容>

- 提案した促進地区の選定及び区域の設定について、全委員より承認を得た。
- 今回の促進地区のイメージとしては、モデル地区として位置づけて、そこに他のバリアフリー化が進んでいない地区を近づけていくために、まず先行事例を作つて、その後に追いつかせるという考え方である。
- 他自治体での事例を踏まえた地区設定の考え方として、複数地区を促進地区に設定する方法がある。また、ハード整備の予定がないとソフト施策を付随させることが難しいという点もあるため、ハード整備の予定がある地区を設定する方法がある。世田谷区のように、1地区をモデル地区として設定し、その後全区的に展開していくという考え方もあるため、この考え方で問題ないと考える。
- 梅ヶ丘駅・豪徳寺駅・山下駅周辺、並びに区役所・松陰神社周辺を含む地区設定の考え方については、促進地区として新しい世田谷ということで、このままモデル地区として検討を進めていただきたい。
- うめとぴあや保健福祉総合プラザの利用にあたり、使用が想定される駅である梅ヶ丘駅や豪徳寺駅、山下駅だけではなく、京王線東松原駅も地区内に含まれることや、世田谷線沿線のひだまり友遊会館などの高齢者の拠点となる施設が追加されること、地区の見直しにおいて評価できる点である。

<その他の意見>

- 促進地区において、ハードとソフトの連携によるバリアフリー化の方針を具体的に定めるにあたり、それらの課題を把握するために、世田谷区役所周辺地区にてまち歩きを行い、評価されている部分や、改善していく部分としてどういう点があるのかを整理した上で、UD推進計画を含んだこれまでの取組みと比較して、方針を整理していく。

- 移動等円滑化促進方針において促進地区として指定するだけでなく、重点整備地区に指定し、基本構想を作成することで、実質的な事業の推進につなげていくことも重要である。
- 計画に基づいたハード整備やソフト施策の推進には、商店街や地域の方々も一緒になって理解していくことが重要である。
- 情報のバリアフリーについて、視覚障害者誘導用ブロックによる誘導だけではなく、梅ヶ丘駅や豪徳寺駅で導入されているスマートフォンを活用したルート案内のシステムなどが、広く使えるようになるとよい。
- 促進地区内に限らず、街中で困っていたら声をかけてもらえるようなまちづくりができるとよい。
- 北沢川緑道と烏山川緑道など緑道にはトイレが整備されていない。移動経路沿いにおいて、公共施設でのバリアフリートイレの整備や、民間施設の部外者でも利用可能トイレへの案内、ベンチの整備などが進むとよい。
- 東松原駅から梅ヶ丘駅にかけての経路にトイレがあまり整備されていない。
- 踏切における隙間をどうにかしてほしい。
- 何か催しがある際に、障害をもつ子どもでも積極的に参加させられるように、スタッフなど体制が整ったイベントが開催されるとよい。
- 促進地区は福祉のまちづくりを重点的に進めていくエリアである、ということを地域の方々に理解していただくことが非常に重要であるため、促進地区のエリアが決まった段階で、梅ヶ丘拠点地域交流会議を活用して、地域に根差した計画とするための議論ができればよいと考えている。
- 駅周辺の商店街を中心に、視覚障害者誘導用ブロックに準ずるリーディングラインを整備してきた。そういう歩行者の安全対策について、促進地区でも検討できることよい。

(5) まち歩きの実施について

—意見なし—

(6) 今後の進め方について

—意見なし—

2. まち歩き実施概要（令和3年度実施）

2.1 開催目的

移動等円滑化促進方針の検討に際し、経路や施設等のバリアフリーについて、より具体的なイメージを持っていただけるよう、また、促進地区や区全域における配慮すべき事項等について共有することを目的とし、区民参加型のまち歩きを実施しました。

2.2 開催概要

当日は、施設や経路のバリアフリー化の状況や課題等を確認し、参加者同士で意見交換を行いました。

開催概要を以下に示します。

表 2-1 まち歩きワークショップの概要

日程	令和4年2月28日（月） 13：00～16：00
内容	・現地視察（梅ヶ丘駅周辺地区、区役所周辺地区の2地区で実施）
意見集約・方法	・現地確認シートへの記入（当日回収、又は後日郵送） ・意見集約（事務局にてとりまとめ後日メール送付）
参加者	・市民参加者：14名、付添者2名、区職員1名（子育て世代） ・八藤後会長 ・事務局：9名



図 2-1 まち歩きワークショップの様子

(1) 点検のポイント

5つのテーマに分けて点検のポイントを設定し、経路や施設等を確認しました。

表 2-2 点検のポイント

テーマ	点検のポイント	点検経路・施設等
鉄道駅・駅周辺のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・駅の整備における配慮 (改札口、券売機、窓口、トイレ等) ・駅前広場での配慮(案内サイン等) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・梅ヶ丘駅 ・松陰神社前駅 ・駅前広場 ・梅丘公衆トイレ
道路のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道整備での配慮 ・歩道設置困難な道路での配慮 ・バス停留所の整備における配慮 ・誘導用ブロックの連続性 ・案内誘導サイン等における配慮 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者ネットワークを構成する路線
建築物のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が利用する施設の整備での配慮 ・上下移動(エレベーター・階段)、トイレ、駐車場等での配慮 ・窓口での配慮や人的対応、サービスでの配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共・公益施設 ・保健・福祉施設 ・商業施設
公園のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の整備における配慮 (出入口、園路、トイレ等) ・公園内の案内・情報提供における配慮 ・公園利用者へのマナー啓発 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・羽根木公園 ・若林公園
商店街のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街における配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街での取組み
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・人的対応や心のバリアフリーに関する配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設

(2) 主な意見

まち歩きワークショップでの主な意見を以下に示します。

表 2-3 意見の概要

テーマ	主な意見（○：良い点、△：課題点・改善点）
鉄道駅・駅周辺のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ○梅ヶ丘駅は、車椅子やベビーカーでも通れる拡幅改札がある。 △梅ヶ丘駅の券売機のタッチパネルは車椅子で使用するには位置が高い。 ○松陰神社前駅にホーム転落防止用の内方線付き誘導ブロックが設置されている。 △改札前の案内と道路上の案内サインが連動していない。
道路のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> △レンガ舗装の歩道が地盤沈下による不陸や凹凸が生じているため、車椅子やベビーカーで通行しにくく、雨天時には水たまりが生じて不快である。 △音響式信号機やエスコートゾーンが場所によって設置されているところとないところがある。 △視覚障害者誘導用ブロックが一部破損している。 △交差点付近にあった案内板の位置が悪く、歩道が狭くなっている。
建築物のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ○うめとぴあの出入口にスロープがあり、通路も広い。 △誘導用ブロックは設置されているが、破損部分がある。 ○トイレの出入口に音声案内が設置されている。 △バリアフリートイレが複数設置されている場合、どちらかにユニバーサルベッドがあると良い。 △エレベーターやバリアフリートイレの案内サインやピクトグラムが小さく見えにくいため、位置が分かりにくい。 △障害者用駐車施設は1台分しかないが、利用者が多いためもう少しはあると良い。 △トイレ等の個室空間に、非常時であることを視覚的に示すフラッシュライトが必要である。 △聴覚障害者への対応内容を示す案内が少ない（ない）。
公園のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> △出入口に段差はなくて良いが、自転車進入防止用の柵があり入りにくい。 △羽根木公園の園路は勾配が急なため、車椅子で通行するのが困難である。 △案内板にバリアフリールートが示されているが、凡例がないため分かりにくい。 ○若林公園の園路は車椅子やベビーカーでも通りやすい舗装である。 ○バリアフリートイレ入口前に庇があり、雨天時でも利用しやすい。
商店街のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> △自転車の違法駐輪や店舗の商品陳列、大型看板等が歩道上にも置かれているため、路側帯（歩行空間）がさらに狭く、歩きにくい。（梅丘商店街） ○一部店舗の入口に段差解消スロープを設置していたり（梅丘商店街）、点字メニューや筆談ボードを常備している。（松陰神社通り商店街） ○松陰神社通り商店街は店舗入口と歩道に段差がなく、歩道もフ

テーマ	主な意見（○：良い点、△：課題点・改善点）
	<p>ツト。</p> <p>△バリアフリートイレ等を示した案内マップがあると良い。</p>
心の バリアフリー	<p>○梅丘商店街では区の UD 精神をよく理解していてとても好意的で あり、車椅子対応等の最大限の工夫をしている。</p> <p>△ソフト面の対応が十分でないため、必要な支援の整理をした方が 良い。</p> <p>△区内のバリアフリーに関する情報提供・周知が必要である。</p>

今後の進め方について

移動等円滑化促進方針の策定にあたり、以下の流れで検討を進めていきます。

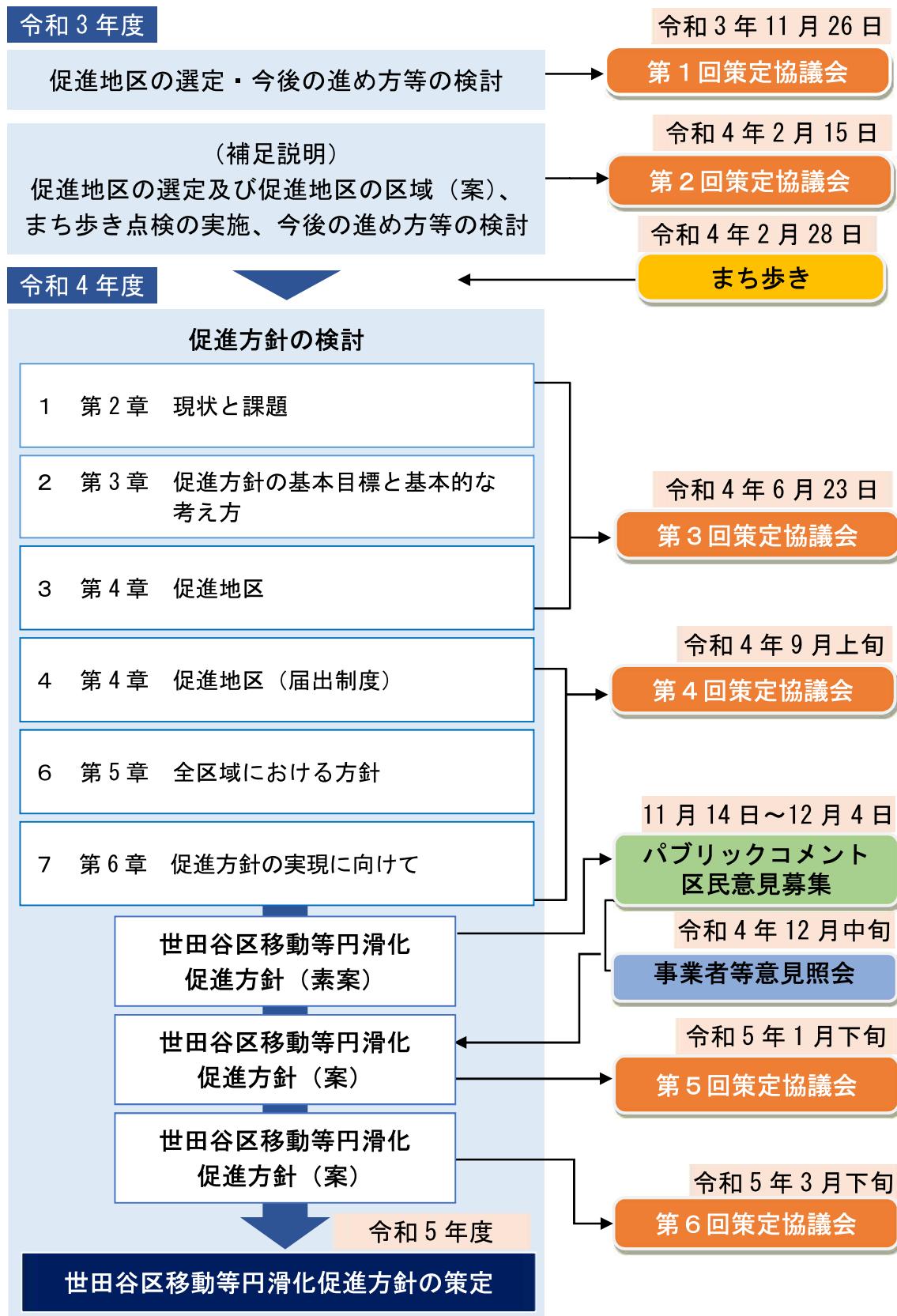


図 0-1 検討の進め方

世田谷区移動等円滑化促進方針 (たたき台)

令和4年(2022年)6月
世田谷区

目 次

第1章 はじめに.....	1
1.1 背景と目的	1
1.2 促進方針とは	3
1.3 位置づけ	4
1.4 世田谷区におけるユニバーサルデザイン推進の取組み	5
第2章 現状と課題.....	6
2.1 区の概況	6
2.2 バリアフリー化の現状と課題	11
2.3 促進方針の策定に向けた課題	15
第3章 促進方針の基本目標と基本的な考え方.....	16
3.1 促進方針の基本目標	16
3.2 促進方針の基本的な考え方	17
第4章 促進地区.....	18
4.1 促進地区の選定	18
4.2 促進地区のバリアフリー	23
4.3 行為の届出制度	29
第5章 区全域における方針.....	31
5.1 移動のバリアフリーの促進	31
5.2 建築物のバリアフリーの促進	32
5.3 心のバリアフリーの促進	33
5.4 情報のバリアフリーの促進	33
第6章 促進方針の実現に向けて.....	34
6.1 区民及び関係事業者への促進方針の周知・啓発	34
6.2 関係事業者との連携・協力	34
6.3 促進方針の段階的かつ継続的な見直し	34
参考資料.....	35
参考1 世田谷区移動等円滑化促進方針策定協議会 設置要綱	35
参考2 世田谷区移動等円滑化促進方針策定協議会 委員名簿	36
参考3 まち歩きワークショップの実施概要と主な意見	37
参考4 用語集	39

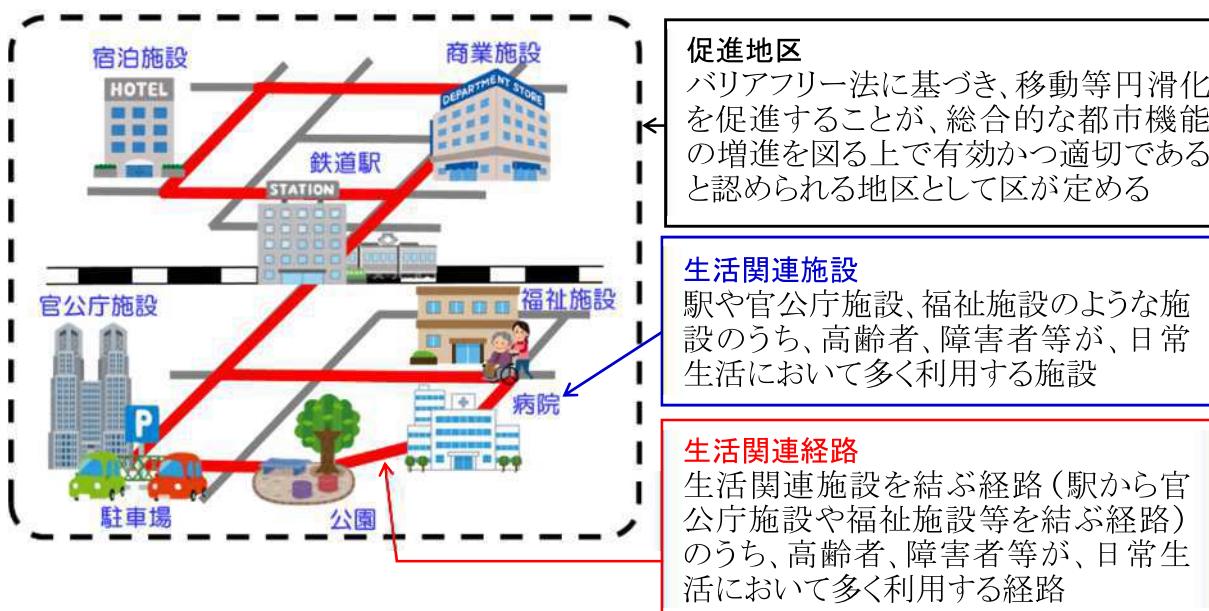
移動等円滑化促進方針とは

世田谷区ではこれまで、ユニバーサルデザイン推進条例に基づき生活環境の整備を推進してきました。令和元年に「先導的共生社会ホストタウン」に認定されたことを契機に、これまでの取組みに加え、移動等に関する心のバリアフリーの取組み促進のため、「世田谷区移動等円滑化促進方針」を策定します。

促進方針とは、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、面的・一体的にバリアフリー化を促進していく方向性を示すものです。

促進方針に示す事項

バリアフリー法で規定する事項	対応する内容
移動等円滑化の促進に関する基本的な方針	位置づけ、取り組むべきバリアフリーの考え方
促進地区の位置及び区域	促進地区の位置、地区の範囲、境界設定の考え方
生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項	生活関連施設・生活関連経路の設定、高齢者、障害者等の当事者意見を踏まえたバリアフリー化促進に向けた配慮事項
移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項	住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性、取り組むべきこころのバリアフリーの考え方
行為の届出に関する事項	旅客施設、道路の新設等の際の届出に関する事項
情報の収集、整理及び提供に関する事項	バリアフリーマップ等の作成・活用に向けた施設等からの情報収集の取組み
その他促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項	上記以外のソフト施策、地域特性に応じた施策等



評価

概ね5年ごとに移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の整備状況等を把握・評価し、必要に応じて移動等円滑化促進方針を変更します。

世田谷区移動等円滑化促進方針の位置付け

1 移動等円滑化促進方針の位置づけ

(1) 移動等円滑化促進方針とは

促進方針とは、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区において、面的・一体的にバリアフリー化を促進していく方向性を示すものです。概ね5年ごとに促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、必要があれば促進方針を変更します。

今般策定する世田谷区移動等円滑化促進方針は、移動の円滑化の促進に特化した世田谷区の方針であり、バリアフリー社会の実現に向けた取組みの一つとして、様々な条例・計画とともに地域共生社会の実現を目指すものです。

(2) 移動等円滑化とは（BF法第2条第1項第2号）

高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

(3) 心のバリアフリーとは

皆が一緒に気持ちよく暮らしていくように、私達一人ひとりが、お年寄りや障害のある人などの気持ちになって考え、協力していくこと。（「こころのバリアフリーガイドブック」国交省）

※令和2年に改正されたBF法では、促進方針に明示する事項として、「移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項（心のバリアフリーに関する事項）」が追加されました。（BF法第24条第2項第3号）

2 バリアフリー社会の実現

バリアフリー社会を実現するためには、障害のある人をとりまく「物理的なバリア」、「制度的なバリア」、「文化・情報面のバリア」、「意識上のバリア」の4つのバリアを取り除くことが必要と言われています。（「こころのバリアフリーガイドブック」国交省）

障害のある人をとりまく 4つのバリア

●物理的なバリア

出入り口や通路に段差がある
通路の幅が狭くて車椅子が通れない
手すりがないので安心して歩けない
など

バリア解消に向けた方向性

ハード整備に関する
生活環境の整備

具体的な取組み

- ・段差の解消
- ・住宅や施設のBF化
- ・

●制度的なバリア

障害を理由に入学や就職の試験が受けられない
盲導犬の同行拒否
など

誰もが活躍できる場の確保

- ・就労支援の充実
- ・多様な働く場の確保
- ・交流の機会の充実

●文化・情報面のバリア

目の不自由な人のための点字や音声案内がない
耳の不自由な人のために対応した手話通訳や文字情報がない
点字や手話のない講演会
タッチパネル式の操作盤
など

情報コミュニケーションの
保障

- ・相談しやすい体制の整備
- ・多様な意思疎通手段の確保
- ・言語としての手話の習得・普及

●意識上のバリア

障害があることを偏見の目で見る
「かわいそうだから」と特別あつかいする
無理解
無関心
決めつけ
など

心のバリアフリーの推進

- ・専門相談体制の充実
- ・職員の障害理解の一層の促進
- ・区民や事業者の障害理解の推進
- ・インクルーシブ教育の推進

バリアフリー社会の実現

様々な条例・
計画などによる
取組み推進

- ◆地域保健医療福祉総合計画
- ◆障害施策推進計画
(せたがやノーマライゼーションプラン)
- ◆高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ◆子ども計画
- ・
- ・
- など

- ◆移動等円滑化促進方針

第2章 現状と課題 ~移動等円滑化に関する世田谷区の現状・取組み・課題~

区内の状況

高齢化率は約20%
高齢者数は今後も増加の見込み。

障害者数は約3万人
人口に対する割合は約3%

外国人人口は約2.1万人
で人口に対する割合は2.3%

乳幼児人口は約4万人で
人口に対する割合は4.5%。減少傾向。

鉄道：41駅
乗降客数
明大前約29万人/日
二子玉川約16万人/日
下北沢約23万人/日
三軒茶屋約14万人/日

バス
5事業者
利用者数約20万人/日

道路整備率
都市計画道路約50%
主要生活道路約40%

バリアフリー化の現状

UD推進条例に基づく届け出
UD推進条例による届け出の義務付け。
UD推進条例の整備基準・遵守基準による整備。
UD推進計画に基づく取組み推進。
UD普及啓発事業、職員研修など。

三軒茶屋交通バリアフリー基本構想
EV（南北）、多機能トイレ、横断歩道設置、視覚障害者誘導用ブロック新設・改修。
音響式信号機・エスコートゾーンの設置、歩道のバリアフリー化。

鉄道
全駅でのバリアフリールート確保、バリアフリートイレ、視覚障害者誘導用ブロックなど整備済み。
15駅でホームドア整備済み。
ソフト対応としての社内研修など実施。

バス
区内すべてノンステップバス運行。
乗務員による接遇・介助実施。
社内研修実施。
バス停ベンチ設置119基。
上屋整備24基。
道路幅員の制約からバス停上屋の整備が進まない。

タクシー
一部がユニバーサルデザインタクシー車両での運行。
車椅子使用者やベビーカー使用者の乗降介助や、聴覚障害者に対する筆談対応など乗務員による接遇・介助が実施されており、社内研修も実施している。

道路
歩道平坦性確保、歩車道段差解消、歩道舗装更新、視覚障害者誘導用ブロック新設・改修。
道路パトロール、放置自転車対策など道路空間確保に関する取組み。
沿道建物との擦り付け、十分な歩道空間の確保ができるない個所もある。

信号機
一部の交差点では音響式信号機やエスコートゾーンが設置されている。

都市公園
都によるインクルーシブ公園整備。
規模大きい公園ではトイレのバリアフリー化が進んでいるが、街区公園などではトイレの整備が進んでいない。

建築物
UD推進条例に基づく基準適合数は増加傾向。

区民参加
昭和57年より「梅丘ふれあいのあるまちづくり」をはじめ、5支所のUD推進地区での取組みなど、区民参加によるUDまちづくりを展開してきた。

まとめ

① 面的・一体的なバリアフリー化を推進する枠組みの作成

② UD推進条例に基づく取組みとの整合

③ 移動等円滑化のためのソフト対応も含む全区的なバリアフリー化の推進

促進方針策定に向けた課題

課題1
促進地区の選定要件を踏まえた今後の取組みのモデルとなる地区的設定

- ◆ UD推進条例では面的一体的なバリアフリー化の仕組みがない。
- ◆ 施設の新設・改修時に局所的・即地的なバリアフリーになっていた。

課題2
UD推進計画と一体的な施策の推進

- ◆ UD推進条例の枠組みを活用しつつバリアフリー法の枠組みを活用しバリアフリー化の促進を図る。
- ◆ 信号機・エスコートゾーンの整備などの補完。

課題3
バリアフリー法の枠組みを活用した全区的なバリアフリー化の促進

- ◆ 公共交通のさらなるバリアフリー化。
- ◆ 心のバリアフリーの推進。

第3章 基本目標 ～移動等円滑化促進方針の基本目標とその基本的な考え方～

促進方針の基本目標

促進方針の考え方

- ・「モデル地区」を促進地区として設定
- ・スパイラルアップし、他地区へ展開

- ・UD推進条例・UD推進計画を補完
- ・一貫的な施策推進による区全体の底上げ

- ・全区的に取組む内容を具体的に記載
- ・教育や啓発による心のバリアフリーの推進

施設の利用と移動に関するバリアフリー化の促進

第2回協議会決定事項

促進地区候補

区内5か所に指定されている、ユニバーサルデザイン推進地区を促進地区候補として検討。

A : 千歳烏山駅～芦花木ーム周辺地区

B : 成城学園前駅周辺地区

C : 梅ヶ丘駅～豪徳寺駅・山下駅周辺地区

D : 区役所周辺地区

E : 深沢1～4丁目周辺地区

三要件

バリアフリー法に基づく三要件をもとに地区を選定

配置要件
生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

課題要件
生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区

効果要件
バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

促進地区の選定

C、Dを包括する「世田谷区役所周辺地区」を促進地区とする。

拠点性の高さ

区の核となる公共施設である区役所があり、区民の公的利用も多い。区の中で重要度及び拠点性が高い。

これまでの実績

やさしいまちづくりの推進、商店街との協働による道路整備を行った経緯・実績がある。両地区とも区のモデル的なエリアとして展開が図れる。

今後の展開

両推進地区的実績をもとに現況の整理や再評価を行い、他地区への展開を試みる。

促進地区的境界

促進地区的区域界は、CとDを包含する区域で、道路、鉄道などの地形地物により明確にする。

幹線道路や鉄軌道等により、区域の境界を設定

東側：環七通り
西側：東急世田谷線
南側：世田谷通り
北側：東急世田谷線
松原駅と京王井の頭線
松原駅とを結ぶ道路

生活関連施設・生活関連経路の設定

障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を「生活関連施設」とし、生活関連施設相互間の経路を「生活関連経路」として設定する。

生活関連施設

- 旅客施設
・鉄軌道駅

- 公共・公益施設
・区役所、警察署など

- 文化・教育施設
・図書館、学校など

- 保健福祉施設
・保健所、児童館など

- 医療施設
・病院（20病床以上）

- 商業施設
・店舗面積500m²以上

- 都市公園
・各種公園

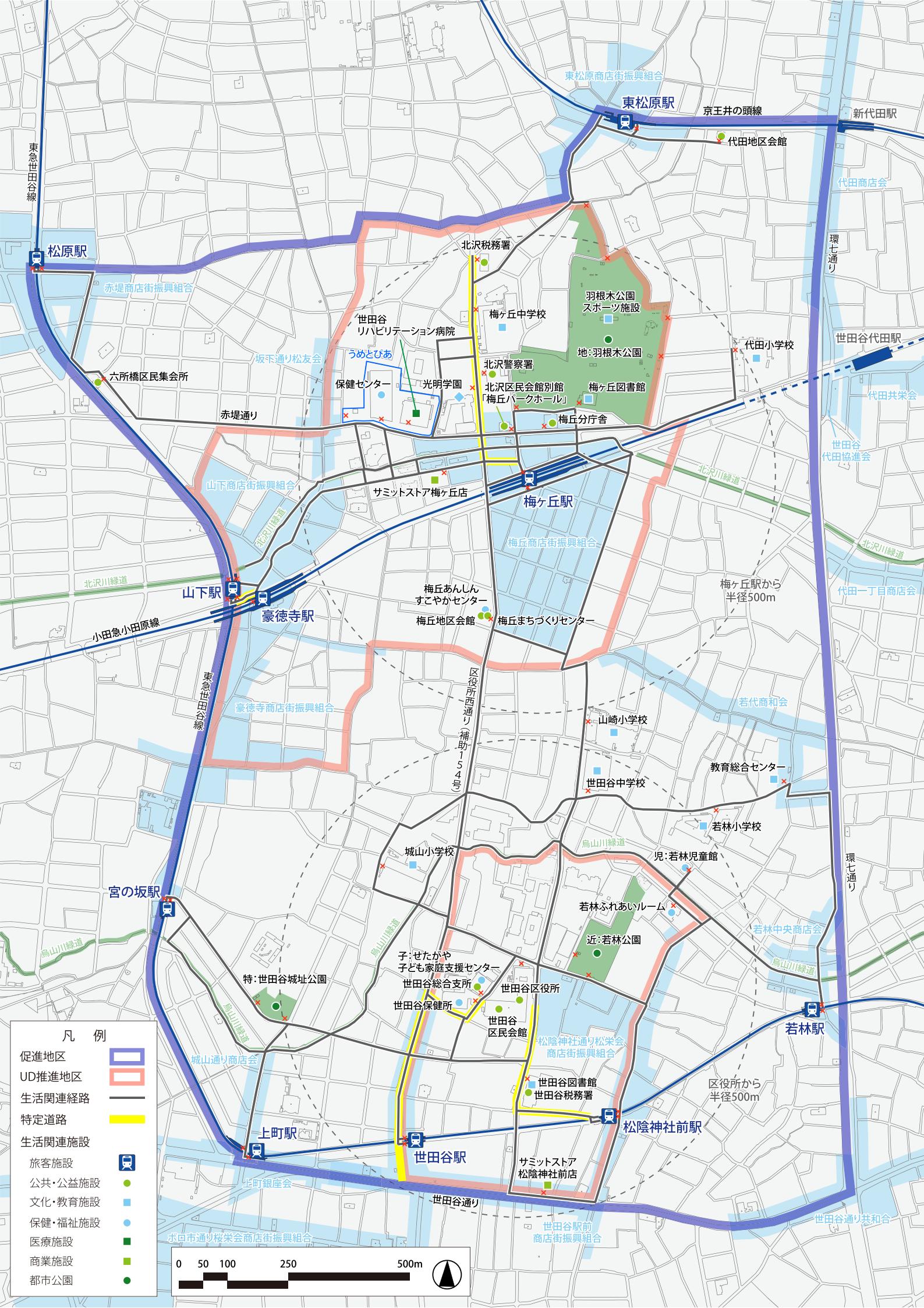
生活関連経路

バリアフリー法で定められた生活関連経路だけでなく、世田谷区では、歩行者ネットワークの形成も考慮し、生活関連経路を設定します。

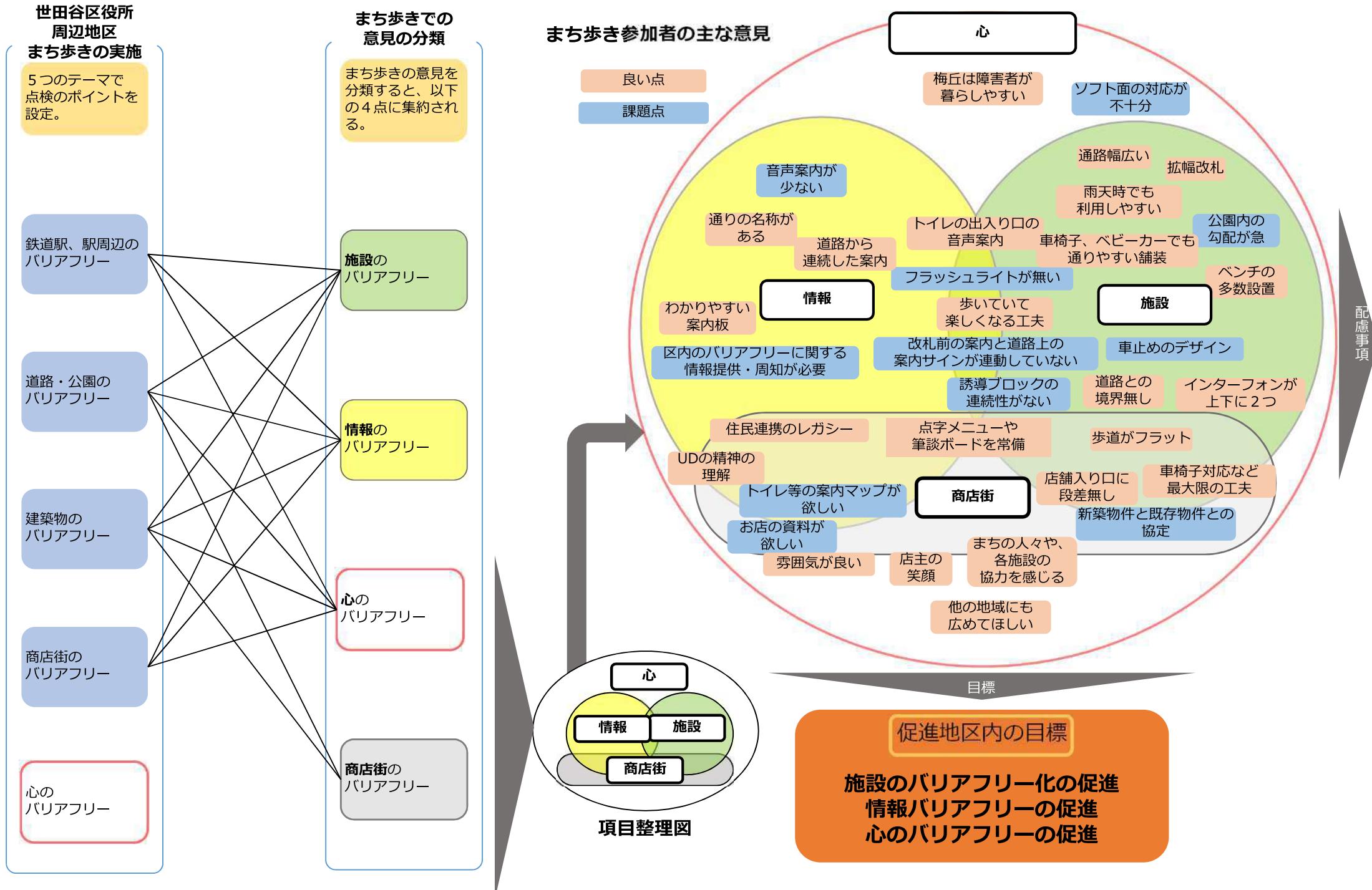
生活関連施設間を結ぶ経路

（多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるもので、国土交通大臣が指定した道路）

促進地区内のネットワークを構成する経路 (商店街や緑道)



第4章 促進地区～地区の選定と、移動等円滑化に関する目標・配慮事項・届出制度～



まち歩きでいたいたい意見

まち歩きの意見を参考にした促進地区における配慮事項

施設のバリアフリー

現状	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> エレベーター、バリアフリートイレの位置がわかりづらい。 手書きの施設利用が増えている。 トイレが少ない。 建物が古く、建物の形が不自然。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切なサイン設置に努める。 改修の際はバリアフリーに配慮した改修、修繕に努める。 事業者、施設管理者、道路管理者で移動の連続性に配慮する。 誰もが利用しやすい出入口の構造、段差の解消に努める。

情報のバリアフリー

現状	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> 交差点に地域の案内図や施設まで距離数（あと〇〇m）などがあるとよい。 地面のサインだけでなく目線の高さにもサインが欲しい。 駅改札の案内と道路上の案内が連動していない。 	<ul style="list-style-type: none"> わかりやすい施設案内の徹底。 施設の利用者の声を取り入れ、わかりやすい情報提供に努める。 案内板の情報の更新や点字、多言語表記、音声案内、ピクトグラムなど内容を充実させる。

心のバリアフリー

現状	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> ソフト面で改善の余地がある。 他の地域に広げてほしい。 車椅子対応など最大限工夫をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 心のバリアフリーの推進。 障害理解に向けた教育や、事業者による啓発活動などを心がける。 ヘルプマークやヘルプカードの普及促進。 他地域との情報共有を実施するよう努める。 道路の適正利用に努める。

商店街のバリアフリー

商店街のバリアフリー

現状	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> 店員への研修を充実させて欲しい。 歩道に自転車、商品、大型看板などのはみ出しあり。 金額の表示の向きなどに工夫が欲しい。 各お店に「耳マーク」「筆談器あります」などの表示が欲しい。 お店の資料等が欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> おもてなし研修などを実施する。 ユニバーサルデザインに配慮したお店の紹介など、情報提供に努める。 ワークショップなどを実施し、まちとして理解を深める。 点字メニュー、筆談ボードの設置に努める。 段差解消スロープの設置、店内の通路幅確保に努める。

配慮事項の対象となる施設

旅客施設

バス

タクシー

建築物

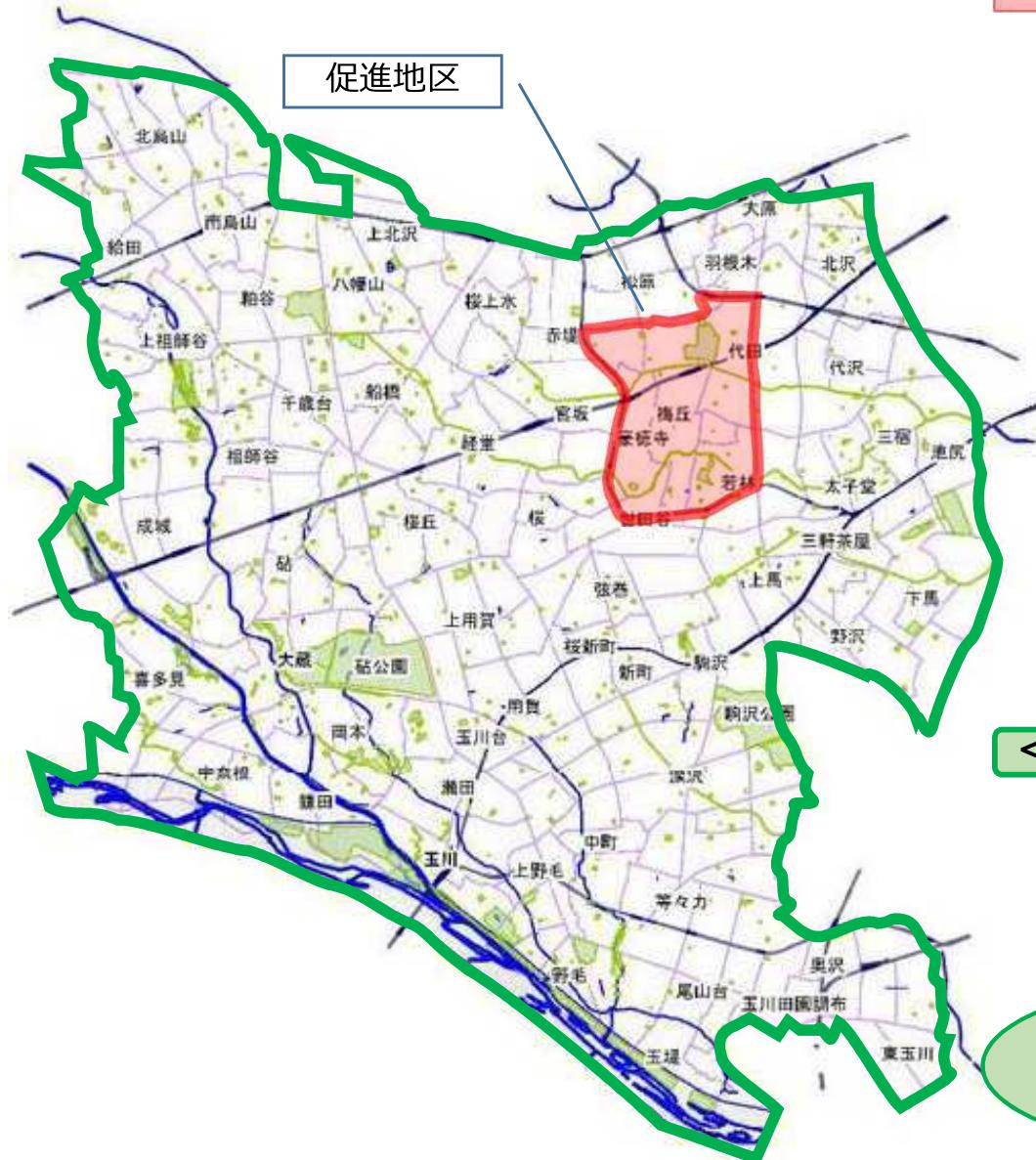
公園

道路

交通安全施設

商店街

第4章 第5章 第6章 促進方針の実現に向けて（次回協議会で説明）
届出制度（次回協議会で説明）



<促進地区>

- ①モデル地区を定め
- ②スパイラルアップしながら
- ③他地区へ展開する

①モデル地区を定め

- ・これまでの実績から、梅ヶ丘・豪徳寺・山下駅周辺地区と区役所周辺地区を**促進地区**として選定

②スパイラルアップしながら

- ・促進地区のBF目標+配慮事項→点検→望ましい整備を促進→

③他地区へ展開する（お手本にする）

- ・参加のまちづくり
- ・商店街などのソフト対応
- ・ハード整備事例
- ◆いつ展開？→→→概ね5年のタイミング
- ◆どうやって展開？→基盤整備、街づくりなどの機会を捉え、必要に応じて。

<区全域方針>

施設の利用と移動に関するバリアフリー化の促進

- ①移動又は施設の利用に関するBFの促進
公共交通・道路・交通安全・建築物のBFの方針

- ②心のBFの促進
教育や啓発などの方針
及び取組み事例の紹介

- ③情報のBFの促進
ICTによるBF情報の提供、BFマップ作成などを検討する